

「非常時の農業用水は確保されているか」

問

胆振東部地震から3年が経過した。当時、本町では基幹産業である酪農の現場で、搾乳に欠かせない電源とともに、乳牛の飲み水の確保に課題を残した。電源については、生産者団体の支援や公的補助によって自家発電機の設定が進んでいるようだが、普及率はどの程度か。

また、電源に比べて対策が遅れている感のある水の確保について、実態を把握しているか。非常時でも酪農の現場は止まらない。万全の対策を急ぐべきではないか。

答

関係団体（JA等）と協議を進め、地域ごとに井戸の設置あるいは貯水施設設置で対応できるか、現在対応マニュアルを作成中である。

第4回臨時会

(7月28日)

【補正予算】

令和3年度標茶町一般会計補正予算
122億4,835万6千円
(5,248万9千円の追加)
令和3年度標茶町
介護保険事業特別会計補正予算
6億2,115万円
(559万8千円の追加)

【その他】

議案第51号
辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

総合整備計画書（塘路辺地）、事業費11億9,223万9千円を策定しました。

第5回臨時会

(8月11日)

【補正予算】

令和3年度標茶町一般会計補正予算
124億5,215万1千円
(2億379万5千円の追加)

討論

反対討論

類瀬 光信 議員

私は議案第54号に反対の立場から討論に参加します。

私は、憩の家かや沼の再開には賛成です。憩の家かや沼の早期再開には、2千人を超える町民の想いが署名と言いつ形で町に届けられました。

この町民の想いに応えるために町長は、町民の意見をしっかりと聴き、議会とも丁寧に議論しながら再開の準備を進めると明言していましたが、著名な建築家と接点が生まれた時点から現在までの間に事態は一変しています。町民や議会への説明も、議会での議論も不十分なまま町民が望む「私たちのための憩の家」とはほど遠い施設へと舵が切られています。そんな中、当初の予定から増える続ける費用やつきりしない運営内容、明らかにされない経済効果等に不安を抱く町民から、「町民の意見を聴いて欲しい」と言う請願が議会に提出され、全会一致で採択されました。結果、去る7月26日と27日に

塘路地区と標茶市街で茅沼地区観光宿泊施設に関する「町民の意見を聴く会」が開かれましたが、請願者が求めた町内各公民館での開催とならなかつただけでなく、町と議会からの出席者10数名に対し、コロナ下を理由に町民の定員を僅か20人から30人に限定するなど、多くの町民の生の声を聴く機会になつたとは言いがたいものでした。それでも参加した町民の真摯な意見、深い懸念は町に届いたはずですが、それにも拘わらず、補助裏の財源確保に必要な辺地計画にも、今般提出された建設費予算にも、辺地住民の窮状に対する配慮や、請願を提出した町民と真摯に意見や懸念を町に届けた方々の声はどこにも反映されていません。初心と異なり、直接町民の意見を聴くつもりはないと公言してきた町長の姿勢が色濃く出ているように思えます。請願に関しても一部の反対者の悪意と言ふ認識かと疑いたくなる対応がなされておき、残念でなりません。

以下、反対の理由を述べます。

一点目は、本町が抱える喫緊の課題は「財政の健全化」です。特に人口減少と相反して増加の一途をたどる行政経費の削減は、一刻の猶予もありません。財政逼迫の理由は様々

ですが、健全化のためには、医療、農業、老人介護、塵芥処理など収益性のある部門におけるおよそ10億円の実質赤字を減らす必要があります。茅沼地区観光宿泊施設は、年毎の行政経費を更に増やす可能性が高いので、設計を見直すなどして運営者の負担と行政経費を圧縮すべきです。

二点目は、12億円と言つ巨費を投じる茅沼地区観光宿泊施設の改修計画が、町民の存在を蔑ろにするような内容となっている点です。よつて、議案第54号は、到底認められるべきではありません。

以上の理由から私は、議案第54号に反対する意思を表し、反対討論とします。

賛成討論

長尾 式宮 議員

私は議案第54号に以下3点の事から賛成いたします。

1点目は施設のコンセプトであります。一部では裕福層向けの施設になるのではと憶測が流れておりますが、町の主眼としては一貫して町民

利用を前提とした設計であります。また今後の標茶町の観光産業の一拠点となる様、バリアフリーをはじめ時代に見合った仕様となつており町内外の方々にご利用したいと思われる内容となつております。

2点目は建築費であります。今回の改修費概算では約11億9,200万円が予定されており、この予算が町財政を逼迫させるのではとの指摘もありますが、今回環境省の補助金が約3億9,000万円、辺地対策事業債約7億3,700万円を予定しております。実質負担額は約2億2千万円あります。辺地債は10年の返済でありますので町財政の負担が軽い財源確保がなされております。

また平成30年の長寿命化計画工事費概算では約7億3,300万円が示されていることから、今回の予算は将来を見据えた必要不可欠な予算であります。

3点目は実質公債費比率であります。実質公債費比率は20パーセントが危険ラインと言われております。標茶町では令和3年度では9.2パーセント。現時点でピークを迎えるとされる令和7年度予想値で14.5パーセントであります。この

数値は償還(返済)が進むにつれ下がっていきませんが、今後大型予算での借入が重ならなければ20パーセントを超える事は無いと考えます。

反対討論

深見 迪 議員

私は、多くの町民のみなさんが望んでいる形での「憩の家かや沼」の一日も早い再開を願いつつも、今回の提案がその希望に添っていないのではないかという立場で、議案第54号についての反対討論を行います。以下反対の理由を述べます。

一点目は町民の財産「憩の家かや沼大規模改修事業」について町民の意見は十分反映されていないのではないかとこのことです。

町は、「憩の家改修について町民の意見を聞いてほしい」との請願が議会で全員一致で可決されたことを受けて、7月26日1回、27日2回「町民の意見を聴く会」を開催しました。よつやく町民が直接意見を述べるこゝができたのは、それ自体評価できると思います。

しかし、「意見を聴く会」を持つ

前、7月23日の北海道新聞に「憩の家かや沼」実施設計の内容が報道され、町長の談話として「日帰りにも宿泊にも、カジュアルで使いやすい上質な施設を目指した」(道新)が紹介され、総工費11億9,000万円も報道されました。

町民の意見を聴く前に、すべてが決まったような報道には、「これでは何のための町民の意見を聴く会なのか」という批判が出たのも当然であると思います。

町長は、改修工事については、当初は町民の意見を聞き、すすめていくと言っていました。令和元年8月5日の全員協議会で現状と大まかな今後の方向性が議会に提示され、その後、私は、9月議会一般質問で「概要を町民にいち早く知らせていくべき。新たな方向に向かつて予算計上するからには、大ざっぱでも考えを示すべきだ。全部固まつてからでないと町民に知らせられない」とのことでは、やはり住民不在ということになる。広く町民の意見も聞くべきだ」と質しました。

町長答弁は「こんな施設をつくつてほしいなど町民の意見を聞くなど、当然必要だと思つてゐる。町民の意見を聞かないで進めていく」とのこと

とは考えている」といふことでもありました。

ところが、令和2年2月1日、「世界に誇る標茶町かや沼」と題して、第5回町民講座で「憩の家かや沼」の再開に向け、隈研吾氏の講演があり、その内容が私の考えていた「憩の家」とあまりにもかけ離れていたため、もう一度令和2年の3月議会(3月6日)で「この計画こそ町民としっかり懇談をし、町民や今までの利用客を満足させる内容にすべきではないか」と問いただしました。

町長は、「当面は町民との懇談をしていく」といふことは考えていない」と答弁しました。最初の答弁と全く変わってしまいました。また、この時の概算工費は8億円前後を目安としているとも言いました。その後、令和2年9月議会、令和3年3月議会でも「町民の意見を聞くことが必要、アンケートの実施も考えてはどうか」との質問に対し、再び「町民との懇談会やアンケート実施の考えはない」と答弁しています。「建物ができるまでは、意見は聞くつもりはないが、出来てからはそういう場面はない」と言いつつ切れない」と3月議会では答弁しています。自治体が行政を執行するときに「協

働」という言葉を大事にしています。行政と町民がそれぞれ果たすべき責任と役割を自覚し、相互に補完・協力することです。

「住民自治」とはいつまでもなく地域の政治や行政を地域住民の意志に基づいて行うことであります。また、ある地域社会の統治がその構成員である住民の参加と同意にもとづいておこなわれているとき、その地域社会には住民自治が成立しているともいえます。今回の計画、予算計上には自治体行政のそもそも論が欠けています。これが反対の最大の理由です。

二つ目は、住民の代表で構成されている議員の議会での十分な議論が行われていないということことです。令和2年6月の第二回定例会で「憩の家かや沼実施設計委託料3,000万円」が追加議案として提出されました。実施設計委託料は、事実上これが可決されると町が考えている「憩の家かや沼」大規模改修に突き進むという大事な議案です。議会では3名の議員がそれぞれ理由を述べて反対討論をしました。しかし賛成討論はありませんでした。これでは、何故この巨額な費用をかけて行う大規模改修が今必要なのかとい

う議会での議論、賛成した議員諸氏の意見、考えが解りません。賛成、反対の数だけで議案が決まっています。実際この時も反対討論3人賛成討論ゼロの中で採決が行われ、賛成6、反対5という1票差で可決されました。町民の代表ともいふべき議会さえ、賛否が拮抗している議案こそ時間をかけて議論し、町民の意見も反映させるべきだと思います。

最後の意見ですが、改修後の憩の家運営についての見通しがいまだはっきりしません。議会の答弁の中で、年収1億2,000万円を見込んでいると言いましたが、それも先行きがはっきりしていません。町は、仮に赤字が出た場合町の持ち出しもありうるかと答弁していますが、その上限についてもはっきりしていません。これらについても町の貴重な財産、町民を主人公にした施設なので、これを明確にしないままこの予算案に賛成することはできません。以上三点について理由を述べたのしの反対討論とします。

賛成討論

熊谷 善行 議員

私は、議案題54号の「かや沼地区観光宿泊施設改修事業」に賛成の立場で意見を述べます。

一昨年からの全員協議会や議会においていろいろな意見や議論を経て、7月21日の全員協議会で実施設計及び図面ならびに総事業費の説明、さらに、事業費にかかわる「辺地に係る総合整備計画の策定」の説明を受け、7月28日の第4回臨時議会において「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定」についても可決され、また、3月定例会において「指定管理者の指定」についても可決されています。

総事業費も、平成31年3月に示された「憩の家かや沼」長寿命化計画事業費より、エントランス外構の変更や効率性・機能性を求めた動線の確保、昨今の建築資材の高騰などで増額にはなりましたが、新聞報道にもありましたように、国・環境省の補助金や有利な起債の活用により、町単費の負担額が大きく軽減されていると理解するとともに、いろいろな観点から計画を進められてきた担

当職員等の努力に敬意を表します。

建物を人に例えるならば、外観の化粧直しをはじめ機能の回復・血管や神経などのリニューアル等、工事内容については全てについて配慮されており、地場産資材の活用やランニングコストの削減に寄与する設備が採用されており、今の時代にあった施設となると確信します。

「憩の家かや沼」は、多くの町民や他地域の憩の家を愛する方々から早期の再開を求める声が大変多く寄せられており、やっと再開に向けてのスタートラインに立てると考えるとともに、皆さんの期待に応える施設になるように応援していきたいと考えています。

運営にあたる指定管理者においても早期に法人化を図り、他企業や個人の多くの応援を得て、立地・環境・素材など多くの素晴らしい条件を生かして詳細な事業運営計画を策定され役員一丸となって経営していただけと確信します。また、企業に「もし…の時」などの計画はあり得ませんが、今般の新型コロナウィルス感染症のような状況に対する危機管理なども踏まえ、時代を先取りした素晴らしい運営をされることを期待して、私の賛成の意見といたしま

す。

賛成討論

本多 耕平 議員

茅沼地区観光宿泊施設改修事業に係る補正予算について、私は賛成の立場で討論に参加し、意見を述べたいと思います。

7月21日全員協議会、7月28日第4回臨時会に於いて辺地に係る公共的施設の整備の必要とする事情が町側より具体的な資料に基づき説明があり、改めて自己財源の少ない本町がリセットした「憩の家かや沼」再建という大きなプロジェクト事業を達成する為には交付税算入率からみてもベストな資金計画と理解いたします。

昭和53年建設、文字通り町民の憩いの場として長期にわたり町民はもとより、町内外の人々に愛されていた「憩の家かや沼」にも40年の歴史の経緯の中には多岐にわたる諸問題がありました。その都度町の財政支援で経営難を乗り越えてきた事は事実であります。しかし、この度の経営難をどう改善すべきか、また支

援策をどの様にすべきか水面下・全員協議会・本会議の中で賛否両論幾度となく議論されましたが、最終的には「憩の家かや沼」への資金の貸し付けは中止となり、結果として営業の停止、そして会社破綻となりました。「憩の家かや沼」閉館には町民そして町内外の方々により一日も早い再建要望が多く、町長・議会側もどの様な形で再建すべきか過去の経営に対する過ちを総括し、再び繰り返さない為にどうすればよいか議論を重ねてきました。議論の大半は

原点である文字通り町民の「憩いの場」として施設を開設できるかという事であったと思います。裏返して言えば「町財政に負担をかけず町民が気軽に安く利用できる施設であってほしい」。これが利用者はもとより町民すべてが願っている事と思えます。幸いにしてこの度の総合整備計画は塘路が中心に位置し、宿泊施設の整備計画等は当地域の振興はもとより本町における観光振興の要となる大きな役割を果たすものと思えます。

第三セクター運営の反省からこの度は公設民営の指定管理者による運営制度になっており、管理会社も町内の若手経営者らが中心で明日の町

づくりの為に今回の補助事業をフル活用した整備計画をすみやかに着実に進めるべきと思います。

最後に私は皆さんに申し上げたい。この2年間あらゆる場面で足を止め経営の総括・反省をし、計画の議論をしてきました。理事者と議会が両輪となり一日も早い町づくりの一步を踏み出すべきと願うものであります。



閉鎖中の憩の家かや沼

◆◆◆◆ 令和3年 第3回定例会賛否一覧 ◆◆◆◆

※これ以外の議案等は全員一致です。

議員名	渡邊 定之	類瀬 光信	長尾 式宮	松下 哲也	熊谷 善行	鈴木 裕美	深見 迪	本多 耕平	黒沼 俊幸	鴻池 智子	後藤 勲	菊地 誠道	結果
議案等の内容													
意見書案第13号 適格請求書等保存方式(インボイス制度)の凍結・中止を求める意見書	○	○	×	○	×	○	○	×	×	×	×		原案否決
意見書案第14号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○		原案可決

○ 賛成 × 反対 退 退席 欠 欠席 (議長は、可否同数以外の採決には加わりません。)

◆◆◆◆ 令和3年 第5回臨時会賛否一覧 ◆◆◆◆

※これ以外の議案等は全員一致です。

議員名	渡邊 定之	類瀬 光信	長尾 式宮	松下 哲也	熊谷 善行	鈴木 裕美	深見 迪	本多 耕平	黒沼 俊幸	鴻池 智子	後藤 勲	菊地 誠道	結果
議案等の内容													
議案第54号 令和3年度標茶町一般会計補正予算	欠	×	○	○	○	×	×	○	×	○	○		原案可決

○ 賛成 × 反対 退 退席 欠 欠席 (議長は、可否同数以外の採決には加わりません。)

意見書

次の6件の意見書が提出されましたが、5件が可決、1件が否決されました。

◆意見書案第11号(可決)

保険師等の大幅増員・保健所機能の抜本的強化を求める意見書

コロナ対策、今後の感染症拡大や災害を想定し、備えのできる保険師等の増員・保健所機能の強化をはかるように、これまでの方針を抜本的に転換することを求めるものです。

◆意見書案第12号(可決)

地域医療構想を見直し、実情に応じた医療体制の確立を求める意見書

自治体及び医療関係者などの声を率直に受け止め、実情に応じた医療体制を確立するように求めるものです。

◆意見書案第13号(否決)

適格請求書等保存方式(インボイス制度)の凍結・中止を求める意見書

適格請求書等保存方式(インボイス制度)の凍結・中止を求めるものです。

◆意見書案第14号(可決)

国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書

「防災・減殺・国土強靱化のための5か年加速化対策」の財源確保など、道路・橋梁・トンネル維持管理に関わる要望を求めるものです。

◆意見書案第15号(可決)

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

コロナ対策、防災・減災対策、地方創生、デジタル化・脱炭素社会の実現のため地方税財源の充実を求めるものです。

◆意見書案第16号(可決)

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

カーボンニュートラルの実現に必要な森林整備事業予算・治山事業予算の確保、成長産業化実現のためのICT等の活用・販路強化・人材育成に必要な支援を求めるものです。

総務経済委員会所管事務調査報告書

- 調査日時：令和3年8月18日
- 調査場所：標茶町茶安別地区町有林
標茶町塘路地区町有林
標茶町役場議員室

1. 調査事項

町有林・林道の現状と今後について

2. 出席者

委員：松下委員長、鴻池副委員長、熊谷委員、本多委員、菊地委員
説明員：長野農林課長、宮澤林政係長
事務局：中島事務局長、中嶋議事係長

3. 調査の経過及び内容

現地視察（林業専用道茶安別7線、8線、10線及び塘路地区土地購入森林）を行い、資料に基づき説明を受けた。本町の行政面積の55%が森林であり、うち町有林は8%、国有林43%、私有林等49%となっている。機能別に水源涵養林、山地災害防止林、生活環境保全林、保健・文化機能等維持林、木材等生産林に分類され、それぞれ森林の姿を目指している。町有林（直営林）の現況は特に人工林2,320haの樹種割合は、カラマツ52%、トドマツ34%、アカエゾマツ9%であり、齢級別では10齢級（46年生以上）のカラマツが67%に達している状況である。維持管理の造林、保育事業は計画的に実施されている。林道の整備も国の補助金を有効に活用して実施されている。

4. 委員会の所見

・本町の町有林、特に人工林に関しては齢級別、面積別樹種構成図より人工林カラマツ全体の面積1,204haに対して概ね間伐期を迎える10齢級（46年生）以上の割合が約67%を占めていることから、長伐期化と計画的な間伐を行い、齢級構成を平準化することで毎年安定した木材の生産と施業量を確保していく必要がある。町有林のあり方としては、採算性を追求すると非常に難しいものがあるが、自然環境の維持を大前提として維持管理作業の就労の場の確保という大きな役割を果たしている。私有林を含めた広大な森林面積を有しているが、その管理には相当な知識と経験、技術を有した人材の確保・育成が不可欠である。そうしたことから林業従事者や担い手の育成に対する支援を含め対策を図っていく必要がある。